

身体拘束等適正化のための指針

社会福祉法人 恵光会

特別養護老人ホーム きたはら

1. 施設における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、入所者の活動の自由を制限するものであり、尊厳ある生活を阻むものです。入所者の人権および尊厳を守るために、安心・安全が確保されるような基本的な仕組みをつくり、身体拘束廃止に向けた意識・身体拘束することによる弊害を職員が理解し、身体拘束をしない支援に努めます。

2. 虐待防止・身体拘束等の適正化の組織に関する事項

当施設では、人権擁護の中に虐待防止・身体拘束等の適正化があると考え「人権擁護虐待防止委員会」の名称で設置し活動していきます。

- (1) 委員会の運営責任者は施設長とし、委員会の設置趣旨に照らして必要と認められる職員を選出し構成します。必要に応じて第三者の助言を求めることとします。
- (2) 委員会は委員長が招集し、定期的(3ヶ月に1回以上)な会議と必要に応じて随時開催します。緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合には、実施状況の確認や3要件(切迫性・非代替性、一時性)を具体的に検討します。
虐待防止チェックシートを活用し、身体拘束や虐待等の兆候がある場合は慎重に調査し、検討及び対策を検討します。
- (3) 委員会で得られた結果は、職員への周知を図ります。

3. 職員研修に関する基本方針

身体拘束等の適正化の研修・内容は、基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するものとして取り扱い、年1回以上行ないます。研修講師は委員会メンバーとします。
新規採用時にも必ず虐待防止及び身体拘束等の適正化に関する研修を行ないます。
研修内容については、研修資料・実施概要等を実施記録として残します。

4. 身体拘束等の報告方法のための方策に関する基本方針

緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合には、身体拘束の実施状況や利用者の日々の態様(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、委員会で拘束解除に向けた確認(3要件の具体的な再検討)を行ないます。
身体拘束が必要となる事案が発生した場合は、そのすべての事案を管理者に報告します。
管理者は速やかに委員会を招集し検討します。

5.発生時の対応に関する基本方針

身体拘束は行なわないことが原則ではあるが、入所者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行なう場合は次の手順で行ないます。

① 委員会での検討

- ・3要件の確認(切迫性・非代替性・一時性)
- ・拘束による入所者の心身の弊害や拘束をしない場合のリスクについて検討
- ・身体拘束を行うと判断した場合は、拘束の内容・目的・時間帯・期間等について検討し、本人・ご家族に対する説明・同意書を作成します。

② 入所者およびご家族への説明

- ・入所者本人、ご家族に対し身体拘束の内容・目的・理由・時間帯・期間・解除に向けた取り組み方法を詳細に説明し、同意を得ます。
- ・身体拘束の同意期間を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に入所者・ご家族に再度同意を得た上で実施します。

③ 記録

- ・身体拘束を行った場合は、拘束方法・心身の状況・やむを得なかった理由・経過など記録用紙に記録します。

④ 身体拘束等の解除

- ・身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに解除し入所者本人・ご家族に報告します。

6.入所者等に関する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は、入所者やご家族等がいつでも自由に閲覧できるよう、施設・事業所内に常設し、またホームページに公表します。

7.その他身体拘束等の適正化推進のために必要な基本方針

1) 身体拘束をしない支援を提供していくため、事業所全体で以下のことに取り組みます。

- ① 利用者主体の行動に努めます
- ② 言葉や対応などで、ご利用者様の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ③ ご利用者様の思いをくみ取り、意向に沿ったサービスの提供・丁寧な対応を行ないます。
- ④ ご利用者様の安全を確保する観点から、身体的・精神的な自由を安易に妨げるような行為は行ないません。やむを得ず安全確保を優先する場合は、委員会で検討します。
- ⑤ 「やむを得ない」として拘束に準ずる行為を行なっていないか、常に振り返りながらご利用者様主体の生活をしていただけるように努めます。

- 2) その他身体拘束等の適正化推進のために必要な事項について、本指針に記載のないものは必要に応じて委員会にて検討し、決定します。

附則

この指針は令和7年 5月 15日より施行する。